第3次京都市消費生活基本計画を策定しました!!



第3次京都<mark>市消費生活基本</mark>計画は、令和3年1月に京都市消費生活審議会に諮問した後、<u>同審議会で審議が重ねられ、去る12月</u> 13日に<mark>同審議会から市長に答申</mark>書が提出<u>されました</u>。

この<mark>答申を基に,12月24日に「</mark>第3次京都市消費生活基本計画」を策定しましたので,御報告いたします!

本計画の策定に多大なお力添えをいただいた京都市消費生活 審議会委員の皆様には、心から御礼申し上げます。

計画の概要

- 1 計画期間 令和3年度~令和7年度
- 2 目指すべき将来像
 - ①消費者が安心・安全に暮らせる社会の実現
 - ②京都固有の文化をいかした消費行動による 「消費者市民社会」の実現
- 3 基本方針

基本方針1 消費者安全の確保

- 一施策目標 1 安全な消費生活環境の確<mark>保</mark>
- 一施策目標2 表示等の適正化の推進
 - -施策目標3 <u>取引の適正化</u>

基本方針 2 消費者被害の救済

- 一施策目標 4 <u>消費生活相談体制の<mark>充実・</mark>強化</u>
 - 施策目標 5 <u>消費生活相談以外<mark>の相談事</mark>業の充実・強化</u>

基本方針3 消費者教育の推進

- ー施策目標 6 戦略的な消費者<mark>教育の推</mark>進
 - 施策目標7 <u>消費者教育を担<mark>う人材</mark>育成</u>

基本方針 4 消費者市民社会の形成

一施策目標 8 <u>「誰一人取り残さな</u>い」より良い社会

に向けた支援

- 施策目標 9 <u>消費者,事<mark>業者,</mark>行政間の信頼向上,</u>

連携・協働の促進

- 4 重点取組
 - ・消費者安全確保地域協議会の設置
 - ・エシカル消費の普及促進

重点取組に係る 実施計画はコチラ!



消費者安全確保地域協議会の設置

消費者安全確保地域協議会とは

令和2年度の消費生活相談件数は、10,309件であり、うち65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、2,773件(割合として約27%)となっており、今後の高齢化の進行により被害の更なる増加が懸念されています。また、判断能力が不十分な高齢者等は被害に遭っているという認識が薄く、問題が潜在化する傾向にあるため、被害防止、見守りの強化の仕組みの構築が必要となっています。

「消費者安全確保地域協議会」とは、高齢者や障害者などの消費生活上特に配慮を要する消費者に対する悪質商法等の手口が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、本人からの相談を待つのではなく、被害に巻き込まれないよう、様々な主体が、各関係機関に適切につなぐなど、地域全体で見守っていこうとする体制のことをいい、消費者安全法で、地方公共団体等が設置することができると規定されています。

現在の取組について

現在,地域協議会の設置に向けて,直接高齢者の自宅に訪問し,地域で暮らす高齢者を介護,福祉,健康,医療の面から総合的に支援するため,<u>保健福祉局が設置している「高齢サポート(地域包括支援センター)」との連携強化の取組を進めています。</u>

高齢サポートでは、<u>権利擁護業務に携わっている社会福祉士等の専門職種で構成される権利擁護ネットワーク会議(※)に参画し、消費生活総合センターの窓口周知、最新の悪質商法、特殊詐欺の状況等の注意喚起や消費生活情報の提供を行うとともに、高齢者等を取り巻く状況について把握を行う取組を平成29年度から進めています。</u>

※ 現在,北区,中京区,東山区,山科区,下京区,右京区,西京区,洛西支所,深草支所,醍醐支所の*7区3支所*の権利擁護ネットワーク会議に参画しています。

権利擁護ネットワーク会議には、行政内部関係部署(高齢福祉部署、消費生活センター)、外囲部関係機関(社会福祉協議会、高齢サポート、弁護士会、リーガルサポート等)、民間事業所(医療機関等)が参画しており、消費生活センター等その役割を担う機関につなぐ仕組みをはじめ、適切な連携体制の構築ができる取組を進めています。

今後の取組方針について

第3次京都市消費生活基本計画では、消費者安全確保地域協議会の設置を重点取組の一つとして位置付けており、計画期間内での設置に向け取り組む予定です。

そのため、<u>まずは、全行政区の権利擁護ネットワーク会議に参画し、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図ることにより、保健福祉局に対し、消費者安全確保の</u>ための取組を行う機能の認識の共有を促します。

今後,保健福祉部局をはじめとした関係部署や京都府警察と消費者安全確保地域協議会の 設置に向けた関係者会議を設け、構成員等について協議するとともに、連携方策を検討しま す。

重点取組

エシカル消費の普及促進について



エシカル消費の普及促進

<u>エシカル消費とは、人や社会・環境、地域に配慮した消費行動のこと</u>をいい、第3次京都市 消費生活基本計画では、エシカル消費の普及促進を重点取組の一つとして位置付けています。

エシカル消費は、第3次京都市消費生活基本計画の掲げる将来像の一つである消費者市民社会の形成に貢献する非常に重要な概念であり、国連で採択されたSDGsの理念とも密接に関連しています。そのため、消費者が「当事者」であることの自覚と行動を促す取組を積極的に推進するとともに、単に消費者だけでなく事業者を含む全ての人が目的を共有し、連携・協働して行動していくことが重要です。

課題

食品ロスの削減、リサイクル商品やフェアトレード商品の購入、ユニバーサルデザインやダイバーシティの推進など、エシカル消費の具体的取組例とは別に、エシカル消費という言葉自体の認知度が低く、身近な事柄として感じていただきにくいことから、広く市民に対し、日常の何気のない消費行動に関わる様々な問題や、エシカル消費の理念や内容を分かりやすく解説していくことが必要です。

今後の取組方針について

市民一人一人が人や社会、環境、地域の様々な課題について主体的に考え、手の届く範囲でその解決に資する消費行動であるエシカル消費を実践することで、消費者市民社会の実現につながるよう、<u>あらゆる機会を捉え、エシカル消費普及促進のための啓発や情報発</u>信を行います。

令和4年1月12日に、京都生活協同組合とエシカル消費普及促進に係る連携に関する協定を締結したことを踏まえ、令和4年度以降、環境政策局をはじめとした関係部署や他の事業者との協働体制を一層強化し、幅広い分野での更なる連携を推進します!!

京都市と京都生活協同組合とのエシカル消費普及促進に係る連携協定締結式について

【目的】

京都市及び京都生活協同組合のそれぞれの立場からエシカル消費の普及を促進する取組について連携・協力し、持続可能な循環型社会の実現等を含む、消費者市民社会の実現を目指すことを目的としています。

【連携事項】

- ① エシカル消費の理念等の市民への浸透に関すること
- ② 消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進
- ③ モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用される 暮らしや事業活動等,持続可能な循環型社会の実現に向けた取組の推進
- ④ 生物多様性の保全に向けた支援
- ⑤ その他SDGsの達成に寄与する取組として、両者が協議し合意した事項



令和4年1月12日に 協定締結式を実施しま した!